

④教育・研修活動タイプ(サイドメニュー)

①もしくは②のタイプと組み合わせて実施します。一般市民を対象とした林業体験など、林内で開く森林環境教育活動や研修会が対象です。講師は森林インストラクターなどの有資格者を想定しています。

申請団体の条件

交付金を受け取るのは個人ではなく活動組織です。組織の構成員は3名以上。自治会やNPO法人も申請できます。活動が円滑にできるよう前もって森林所有者との間で協定を締結しておいてください。森林経営計画が策定されていない森林が対象です。人工林でも構いません。活動区域は、対象森林と同一都道府県内に限ります。本交付金が継続したと仮定して、あらかじめ3年分の活動計画を作成してください。

活動組織の財政運営がしっかりと行なわれ、安全研修を実施し、安全技術向上が期待できることが採択の必須条件です。安全研修については、北海道の林業木材課のホームページに、林業労働災害の現況や林業死亡労働災害の事例、林業安全コラムなどが掲載されていますので、ぜひご活用ください。

申請にあたっては、構成員名簿、活動対象森林に関する資料、活動計画書などが必要です。これらを整えて北海道森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会に申請してください。

交付金は、面積や回数などで単価を設定し、それに基づいて総額(上限)が決まります。また1活動組織に対する交付上限額は500万円です。

支援単価

3カ年計画をスタートさせるに当たり、対象森林の現況調査や活動計画実施のための話し合い、技術や安全に関する研修などのための「活動推進費」が、初年度のみ適用されます。その国費上限額は11万2500円です。

①地域環境保全タイプ

「里山林保全活動」に対する国費助成上限額は12万円／haです。森林内の雑草木の刈り払いや植栽などの活動が対象です。

②森林資源利用タイプ

国費助成上限額は12万円／haです。①地域環境保全タイプと同様の森林保全活動のほか、木質バイオマスやシイタケ原木のための伐採・搬出などの活動も対象です。

③森林機能強化タイプ(サイドメニュー)

路網の整備・補修、また森林を整備する前に鳥獣害防止柵を設置する場合の国費助成上限額は800円／mです。(①もしくは②のタイプと組み合わせて実施します)

④教育・研修活動タイプ(サイドメニュー)

林内での林業体験会・学習会など1回当たり3万8000円が国費助成されます。平成30年度から助成対象回数が減らされ、開催数上限は年6回になる予定です(平成29年度までは12回)。参加者の安全確保に必要なヘルメットの購入や講師謝金などが交付対象となります。(①もしくは②のタイプと組み合わせて実施します)

なお、いずれのタイプの活動でも「見回り活動」のみでは、交付対象になりません。

刈り払い機、苗木などの資機材購入費は、必要額の1/2が国費助成上限額です。ただし林内作業車・薪割り機・薪ストーブ・炭焼き小屋については、平成28年度から国費助成限度が1/3に引き下げられていますので、ご注意ください。

太くて高い木の伐採など、ボランティア団体だけでは危険を伴う作業などは、地元森林組合などに委託されることをお勧めします。こうした作業委託も交付対象です。

なお、市町村がこの交付金制度の周知や、地元の活動組織に対する指導・支援を行なう場合は、推進交付金の対象となります。市町村から北海道に交付申請をしてください。

国の交付金と北海道・市町村の補助の仕組み

森林・山村多面的機能発揮対策交付金は、活動タイプ毎に定められた単価×事業量(面積、延長、回数)を上限として国から地域協議会を通じて交付されます。

市町村は国からの交付金の1/6を自安に、補助金又は負担金を交付することができます。市町村が交付する場合、北海道が市町村と同額を上限として補助します。